令和　　　　年　　　月　　　日

廿日市市長　様

住　　所　廿日市市

氏　　名

連 絡 先

無人航空機の飛行に関する誓約書

令和　　年　　月　　日付け指令廿公園第　　　号の許可のこのことについて、次のとおり無人航空機を使用し、使用にあたっては条件を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用場所 |  |
| 利用日時 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |
| 利用時間 | 午前・午後　　　時　　　分　から　　午前・午後　　　時　　　分 |
| 無人航空機について | 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 重量 |  |
| 製造番号等 |  |

条　　件

（１）他の公園利用者及び公園周辺の住宅に配慮し、危害を及ぼさないこと

（２）遊具等の公園施設を破損させないこと

（３）アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと

（４）飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること

（５）航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること

（６）不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

（７）日中（日出から日没まで）に飛行させること

（８）目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること

（９）第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離（30ｍ）を保って飛行させること

（10）祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと

（11）爆発物など危険物を輸送しないこと

（12）無人航空機から物を投下しないこと